

平成30年度 大東市教育委員会

7月 定例会 会議録

1. 開催年月日

平成30年8月7日（火） 午後4時00分～午後5時00分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- ・ 教育長 亀岡 治義
- ・ 教育委員 花田 真理子
- ・ 教育委員 田中 佐知子
- ・ 教育委員 水野 達朗
- ・ 教育委員 太田 忠雄

4. 出席説明員（16名）

- ・ 学校教育部長兼教育政策室長 森田 修司
- ・ 学校教育部指導監 岡本 功
- ・ 生涯学習部長 南田 隆司
- ・ 学校教育部総括次長兼学校管理課長 中村 敬治
- ・ 生涯学習部総括次長兼生涯学習課長 田川 愛実
- ・ 学校教育部次長兼野崎青少年教育センター所長 伊藤 晴人
- ・ 学校教育部教育政策室課長 藤原 成典
- ・ 学校教育部教育政策室課長 新井 雅也
- ・ 学校教育部教育政策室課長 田口 誠
- ・ 学校教育部教育政策室課長 宮田 典子
- ・ 学校教育部教育政策室課長兼教育研究所所長 渡邊 良
- ・ 生涯学習部スポーツ振興課長 中村 正則
- ・ 学校教育部教育政策室課長兼北条青少年教育センター所長 梅本 正直
- ・ 生涯学習部生涯学習課参事 黒田 淳
- ・ 生涯学習部生涯学習課参事 吉田 浩樹
- ・ 学校教育部教育策室上席主査 小田 恭裕

5. 傍聴者 5名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第23号
平成31年度使用大東市立中学校教科用図書の採択について
- 日 程 第 3 教委議案第24号
平成31年度使用大東市立小学校教科用図書の採択について
- 日 程 第 4 教委議案第25号
平成31年度使用大東市立中学校教科用図書 特別の教科 道徳の採択について
- 日 程 第 5 教委報告第1号
大東市立生涯学習ルーム条例施行規則の一部を改正する規則にかかる専決処分について
- 日 程 第 6 一般業務報告

7. 議案書

教委議案第23号

平成31年度使用大東市立中学校教科用図書の採択について

平成31年度使用大東市立中学校教科用図書を採択することについて、委員会の議決を求める。

各種目について以下の教科用図書を採択する。

平成30年8月7日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

中学校の平成31年度使用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第一項の規定により、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除き、平成30年度と同一の教科用図書を採択しなければならないため。

平成30年度 大東市立中学校使用教科用図書一覧

平成29年7月31日教育委員会にて採択

| 種 目 | 発行者番号 | 発行者略称 | 書 名 |
|-------------------|-------|-------|-------------------------------|
| 国 語 | 1 1 | 学 図 | 中学校国語 |
| 書 写 | 2 | 東 書 | 新編 新しい書写 |
| 社会(地理) | 2 | 東 書 | 新編 新しい社会 地理 |
| 社会(歴史) | 2 | 東 書 | 新編 新しい社会 歴史 |
| 社会(公民) | 2 | 東 書 | 新編 新しい社会 公民 |
| 地 図 | 2 | 東 書 | 新編 新しい社会 地図 |
| 数 学 | 6 1 | 啓 林 館 | 未来へひろがる数学 MathNavi ブック |
| 理 科 (第1)(第2) | 6 1 | 啓 林 館 | 未来へひろがるサイエンス マイノート |
| 音 楽 (一般)(器楽) | 2 7 | 教 芸 | 中学生の音楽・中学生の器楽 |
| 美 術 | 3 8 | 光 村 | 美術 |
| 保健体育 | 2 | 東 書 | 新編 新しい保健体育 |
| 技術・家庭 (技術)(家庭) | 9 | 開 隆 堂 | 技術・家庭 (技術分野) (家庭分野) |
| 英 語 | 2 | 東 書 | NEW HORIZON English Course |

教委議案第 24 号

平成 31 年度使用大東市立小学校教科用図書の採択について

平成 31 年度使用大東市立小学校教科用図書を採択することについて、委員会の議決を求める。

各種目について以下の教科用図書を採択する。

平成 30 年 8 月 7 日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治 義

理 由

小学校の平成 31 年度使用教科用図書については、平成 30 年 7 月 17 日の大東市教科用図書選定委員会(小学校)において慎重に検討された結果、答申が出された。

については、この答申を受け、本市採択教科書を採択するため。

答 申 文

平成30年8月7日

大東市教育委員会 様

大東市義務教育諸学校
教科用図書選定委員会(小学校)

平成31年度大東市立小学校使用教科用図書の選定について

平成30年4月17日付、教育委員会より諮問のあった標記について、別添
のとおり答申します。

以下の理由から、平成31年度使用大東市立小学校教科用図書については、採択替えを行わず、新学習指導要領に沿った新しい教科書の採択が行われるまでの間は、現行の教科書を継続して使用することが合理的かつ妥当である。

1. 前回、平成26年度採択替え以降、新たに検定を経た教科書がないこと
2. 学校や保護者から、現行教科書の使用に関する不具合・不都合の報告がなく、あわせて、採択替えを要望する意見が特にないこと
3. 今年度に採択に関する調査研究を行った場合、平成26年度とほぼ同様の調査になること
4. 市町村教育委員会を指導する立場である大阪府教育委員会からも、新たな資料が提示されていないこと
5. 文部科学省が平成32年度からの新学習指導要領を示していることに伴い、仮に今年度採択替えを行った場合、児童や教員にとって短期間で教科書が替わる可能性があるということ

平成30年度 大東市立小学校使用教科用図書一覧

平成29年7月31日教育委員会にて採択

| 種 目 | 発行者番号 | 発行者略称 | 書 名 |
|------|-------|-------|---------------|
| 国 語 | 3 8 | 光 村 | 国語 |
| 書 写 | 2 | 東 書 | 新編 新しい 書写 |
| 社 会 | 1 1 6 | 日 文 | 小学社会 |
| 地 図 | 2 | 東 書 | 新編 新しい地図帳 |
| 算 数 | 1 1 | 学 図 | みんなと学ぶ 小学校 算数 |
| 理 科 | 6 1 | 啓 林 館 | わくわく理科 |
| 生 活 | 2 | 東 書 | 新編 新しい 生活 |
| 音 楽 | 2 7 | 教 芸 | 小学生の音楽 |
| 図画工作 | 1 1 6 | 日 文 | 図画工作 |
| 家 庭 | 2 | 東 書 | 新編 新しい家庭 5・6 |
| 保 健 | 2 2 4 | 学 研 | 新・みんなの保健 |
| 道 徳 | 2 | 東 書 | 新しい道徳 |

※ 道徳については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第2項及び第3項の規定により、平成30年度使用教科用図書と同一の教科書を採用しなければならない。

教委議案第 25 号

平成 31 年度使用大東市立中学校教科用図書 特別の教科 道徳
の採択について

平成 31 年度使用大東市立中学校教科用図書 特別の教科 道徳を採択する
ことについて、委員会の議決を求める。

平成 30 年 8 月 7 日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治 義

理 由

中学校の平成 31 年度使用教科用図書 特別の教科 道徳については、平成
30 年 7 月 4 日の大東市教科用図書選定委員会(中学校)において慎重に検討さ
れた結果、答申が出された。

については、この答申を受け、本市採択教科用図書 特別の教科 道徳を決定
するため。

答 申 文

平成30年8月7日

大東市教育委員会 様

大東市義務教育諸学校
教科用図書選定委員会(中学校)

平成31年度大東市立中学校使用教科用図書 特別の教科
道徳の選定について

平成30年4月17日付、教育委員会より諮問のあった標記について、別添
のとおり答申します。

《特別の教科 道徳》

○ 東書 「新しい道徳」

生徒が見通しをもって考えられるよう、教材冒頭には投げかけの言葉で、主題として考える観点が示されている。

問題解決型の授業を展開しやすい内容が多く扱われているとともに、役割演技等体験的学習を取り入れた「アクション」「つぶやきコーナー」等、活動的で多様な学習展開ができるよう工夫されている。

必修として30教材で35時間分、更に付録で5教材が用意され、学校の実態に合わせ柔軟にカリキュラムが組める配列・分量となっている。

○ 学図 「輝け 未来 中学校道徳」

学期ごとに必ず「自分自身に関すること」「人との関わりに関すること」等の4つの視点の学習がなされるよう学校行事の時期にも応じ、バランスよく配列している。

教材冒頭には内容項目と主題が示され、生徒が課題意識をもって考えられるよう取り扱われている。

「学びの記録」や一年間の振り返り等、学びの蓄積と合わせて、成長の様子を保護者に伝えるとともに家庭と連携した総合的な指導ができるよう配慮されている。

○ 教出 「中学道徳 とびだそう未来へ」

役割演技や日常の体験を想起して話し合う活動を取り入れた「やってみよう」では、ロールプレイングができ、多様な学習が展開できるよう工夫されている。

巻末資料「都道府県にゆかりのある人物と、その言葉」では、郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度を扱う内容として全学年で配置されている。

本教材30本、補充教材5本で35時間分となっており、教科書も軽量であるが、多種多様な教材を扱い、余韻を残すもの、考えさせられるものも多い。

○ 光村 「中学道徳 きみがいちばんひかるとき」

全学年において、1年間を4つのシーズンに分け、それぞれに学びのテーマを掲げている。さらに、シーズンの中にユニットを設けており、関連する内容項目が単独ではなく有機的に結びつく配列となるよう配慮されている。

情報モラルと現代的な課題への対応として、コラムが多く配置され、読み物教材のみならず、対話的で活動的な内容が充実している。

考え、議論する授業を構成するため、教材ごとにてびきが用意され、考える視点・見方を変えて・つなげよう等の5つの要素により、学習の筋道が示されている。

○ 日文 「中学道徳 あすを生きる／道徳ノート」

別冊「道徳ノート」は、本冊教材の順番通りにページが設けられており、発問例等も掲載されているとともに学びの積み重ねに対応できるよう工夫されている。

学習内容を補充するコラム「参考」や、重要なテーマには道徳的な問題をより広く深く、多面的・多角的に考えられるコラム「プラットフォーム」が掲載されている。

教材末尾にある「自分に+1（プラスワン）」と道徳ノートに関連させることで、これからの思いや課題について考え、学びをプラス志向で積み上げることができる。

○ 学研 「中学生の道徳 明日への扉」

本文より前に主題名を表示しないことで、生徒の問題意識を大切にして、自ら主体的に課題を発見し、解決する資質や能力を培うよう取り扱われている。

「クローズアップ」や「クローズアッププラス」では、各教材で学んだ内容についてさらに深く心に留めたり、視野を広げることができるよう配慮されている。

マンガ「ブラックジャック」の掲載や、様々な分野で活躍する著名人を取り上げた教材が多く取り扱われており、かつA4判型でゆったりとした紙面構成である。

○ 廣あかつき 「中学生の道徳／自分を見つめる・考える・のびす／中学生の道徳ノート」

別冊「中学生の道徳ノート」は、内容項目ごとに見開き2ページ構成で、様々な

資料と合わせ、道徳的価値についての解説が掲載されているとともに、授業の事前・事後、導入・終末等、活用の自由度が高い。

本冊では、めあての示し方を工夫し、主体的・対話的に取り組めるよう、教材末尾に「考える・話し合う」が設けられている。

心にしみる読み物教材が新旧あり、かつ全ての教材末尾に先人や著名人の言葉が「名言」として掲載されており、諸価値について考えを深めたりすることができる。

○ 日科「道徳 中学校 生き方から学ぶ・生き方を見つめる・生き方を創造する」

学習指導要領の22内容項目に沿った4章立てとなっており、1つの内容項目に2～3教材で構成されているものが複数配置されている。

4枚の絵のみで構成された教材「ペーパーボード」では、自身でストーリーを組み立て、家族愛について考え・議論することができる。

「届けたい言葉」や「込められた思い」等のコラムでは、各教材で学んだ内容について、さらに深く心に留めることができるよう配慮されている。

教委報告第1号

大東市立生涯学習ルーム条例施行規則の一部を改正する規則にかかる専決処分
について

大東市立生涯学習ルーム条例施行規則の一部を改正する規則を制定することについて、
教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により、平成30年7月4日次のとおり
専決処分したので報告し、その承認を求める。

平成30年8月7日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治 義

理 由

大東市立まなび北新に設置している住民票等の証明書自動交付機撤去の時期に合わせ、
速やかに改正を行う必要があったため。

大東市立生涯学習ルーム条例施行規則の一部を改正する規則

平成30年7月5日

教委規則第5号

大東市立生涯学習ルーム条例施行規則（平成11年教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「大東市立まなび北新および大東市立まなび南郷にあつては午後7時まで、大東市立まなび泉にあつては」を削る。

第3条の表大東市立まなび北新の項および大東市立まなび南郷の項中「午後7時」を「午後6時」に改める。

付 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

大東市立生涯学習ルーム条例施行規則 新旧対照表

| 新 | 旧 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|------|-----------|------------------------|----------|---------------|-----------|---|--|-------|------|-----------|------------------------|----------|---------------|-----------|---|
| <p>○大東市立生涯学習ルーム条例施行規則 平成11年9月30日教委規則第6号</p> | <p>○大東市立生涯学習ルーム条例施行規則 平成11年9月30日教委規則第6号</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(開館時間の特例)</p> <p>第1条の2 条例別表に規定する夜間の使用区分において大東市立生涯学習ルーム(以下「学習ルーム」という。)の使用の許可を受けた者がいない場合には、条例第3条ただし書の規定により、開館時間を午後6時までとすることができる。</p> | <p>(開館時間の特例)</p> <p>第1条の2 条例別表に規定する夜間の使用区分において大東市立生涯学習ルーム(以下「学習ルーム」という。)の使用の許可を受けた者がいない場合には、条例第3条ただし書の規定により、開館時間を<u>大東市立まなび北新および大東市立まなび南郷にあつては午後7時まで、大東市立まなび泉にあつては午後6時まで</u>とすることができる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(使用申請の受付時間)</p> <p>第3条 学習ルームの使用に係る申請の受付時間は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> | <p>(使用申請の受付時間)</p> <p>第3条 学習ルームの使用に係る申請の受付時間は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大東市立まなび北新</td> <td>午前10時から<u>午後6時</u>まで</td> </tr> <tr> <td>大東市立まなび泉</td> <td>午前10時から午後6時まで</td> </tr> <tr> <td>大東市立まなび南郷</td> <td>午前10時から午後9時(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)で、条例別表に規定する夜間の使用区分において使用の許可を受けた者がいない日にあつては、<u>午後6時</u>まで</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 受付時間 | 大東市立まなび北新 | 午前10時から <u>午後6時</u> まで | 大東市立まなび泉 | 午前10時から午後6時まで | 大東市立まなび南郷 | 午前10時から午後9時(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)で、条例別表に規定する夜間の使用区分において使用の許可を受けた者がいない日にあつては、 <u>午後6時</u> まで | <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大東市立まなび北新</td> <td>午前10時から<u>午後7時</u>まで</td> </tr> <tr> <td>大東市立まなび泉</td> <td>午前10時から午後6時まで</td> </tr> <tr> <td>大東市立まなび南郷</td> <td>午前10時から午後9時(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)で、条例別表に規定する夜間の使用区分において使用の許可を受けた者がいない日にあつては、<u>午後7時</u>まで</td> </tr> </tbody> </table> | 施設の名称 | 受付時間 | 大東市立まなび北新 | 午前10時から <u>午後7時</u> まで | 大東市立まなび泉 | 午前10時から午後6時まで | 大東市立まなび南郷 | 午前10時から午後9時(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)で、条例別表に規定する夜間の使用区分において使用の許可を受けた者がいない日にあつては、 <u>午後7時</u> まで |
| 名称 | 受付時間 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大東市立まなび北新 | 午前10時から <u>午後6時</u> まで | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大東市立まなび泉 | 午前10時から午後6時まで | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大東市立まなび南郷 | 午前10時から午後9時(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)で、条例別表に規定する夜間の使用区分において使用の許可を受けた者がいない日にあつては、 <u>午後6時</u> まで | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設の名称 | 受付時間 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大東市立まなび北新 | 午前10時から <u>午後7時</u> まで | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大東市立まなび泉 | 午前10時から午後6時まで | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大東市立まなび南郷 | 午前10時から午後9時(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)で、条例別表に規定する夜間の使用区分において使用の許可を受けた者がいない日にあつては、 <u>午後7時</u> まで | | | | | | | | | | | | | | | | |

8. 一般業務報告

1. 平成30年大東市議会6月定例会月議会 一般質問要旨について
2. 大阪府北部地震による学校施設被害の対応について

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第3 教委議案第24号「平成31年度使用大東市立小学校教科用図書の採択について」の提案理由の説明をお願いします。

渡邊課長

教委議案第24号「平成31年度使用大東市立小学校教科用図書の採択について」ご説明をさせていただきます。

本議案は、平成31年度に大東市立小学校が使用する教科用図書を採択することにつきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

理由といたしましては、小学校の教科用図書の採択にあたり、採択替えの年度にあたることから、7月17日の選定委員会（小学校）におきまして、慎重に検討、審議いたしまして、その結果をまとめ、答申が出されました。

つきましては、この答申を受けて、本市小学校採択教科書を決定するため、ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

亀岡教育長

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条、教育委員会の職務権限の第6号に規定のあるとおり、学校教育において教科の主たる教材として重要な役割を果たす教科書を、教育委員会の判断と責任により採択するという重要なものであります。

そのため、平成31年度に使用する小学校教科用図書の採択にあたりましては、教育委員会として適正な教科書選定の実施のため、「大東市義務教育諸学校教科用図書 選定委員会規則」に基づき、選定委員会（小学校）に諮問をし、その意見を求めていたところでございます。

本日は、選定委員会（小学校）からいただきました答申をもとに、小学校教科用図書の採択につきまして、審議をおこなってまいりたいと考えております。

まず、答申がなされるまでの過程について、選定委員長から説明をお願いします。

岡本指導監

先ほど教育長からございましたとおり、4月17日に平成31年度使用大東市立小学校教科用図書の選定につきまして、教育委員会から諮問がございました。それを受けまして、「大東市義務教育諸学校教科用図書 選定委員会規則」に基づき、選定委員会（小学校）を設置し、審議してまいりま

した。

今年度は、小学校においては4年に1度の採択替えの年にあたっておりますが、ご承知のとおり文部科学省から新学習指導要領が告示され、小学校は平成32年度から全面実施となります。それに伴う採択替えが来年度予定されていることもあり、各教科書発行者からは新たな検定本の申請はございませんでした。

こういった状況から、選定委員会（小学校）では、今年度の採択替えにあたっての調査研究委員会の開催は行わず、前回の採択替えの資料をもとに、あと1年間の継続使用につきまして、不都合や不具合がないかという視点で、審議を進め、答申にまとめさせていただきました。

以上が経過報告でございます。

亀岡教育長
岡本指導監
亀岡教育長

わかりました。それでは、答申について報告をお願いいたします。

（答申文を読む）

選定委員会による答申から、本市としては、平成31年度使用大東市立小学校教科用図書につきましては、採択替えを行わず、新学習指導要領に沿った新しい教科書の採択が行われるまでの間は、現行の教科書を継続して使用することに問題はないと考えますがいかがでしょうか。

【異議なし】

亀岡教育長

それでは、平成31年度使用大東市立小学校教科用図書につきましては、別紙にありますとおり、現行の教科書を継続して採択することといたします。

次に、日程第4 教委議案第25号「平成31年度使用大東市立中学校教科用図書 特別の教科 道徳の採択について」の提案理由の説明をお願いいたします。

渡邊課長

教委議案第25号「平成31年度使用大東市立中学校使用教科用図書 特別の教科 道徳の採択について」ご説明をさせていただきます。

本議案は、平成31年度に大東市立中学校が使用する教科用図書 特別の教科 道徳を採択することにつきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

理由といたしましては、中学校での特別の教科 道徳の新たな採択にあたりまして、中学校教科用図書 特別の教科 道徳につきまして、7月4日の選定委員会（中学校）におきまして、慎重に検討、審議をいたしまして、その結果をまとめ、答申が出されました。

つきましては、この答申を受けて、本市中学校採択教科用図書 特別の教科 道徳を決定するため、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

亀岡教育長

本議案につきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条、教育委員会の職務権限の第6号に規定のあるとおり、学校教育において教科の主たる教材として重要な役割を果たす教科書を、教育委員会の判断と責任により採択するという極めて重要なものでございます。

そのため、平成31年度より使用する中学校教科用図書 特別の教科 道徳の採択にあたりましては、教育委員会として適正な教科書選定の実施のため、「大東市義務教育諸学校教科用図書 選定委員会規則」に基づき、選定委員会（中学校）に諮問をし、その意見を求めていたところでございます。

われわれ教育委員会各委員においても、それぞれにおいて学習や、また、教育研究所におきましても事前の学習会を持ち、実際の教科書を読み、編修趣意書や市の調査員からの調査報告資料、大阪府からの選定資料等も参考にして学習してまいりました。

併せまして、各中学校への見本本移動展示による学校現場の教職員のご意見、また教科書センターに閲覧に来られた市民の皆様のご意見につきましても全て拝見いたしました。

本日は、選定委員会（中学校）よりいただいた答申をもとに、大東市の子どもたちにとって最もふさわしい教科書の採択について、慎重な審議を行ってまいりたいと考えております。

審議に入ります前に、答申がなされるまでの過程につきまして、選定委員長から説明願います。

岡本指導監

4月17日に平成31年度使用 中学校教科用図書 特別の教科 道徳の選定につきまして、教育委員会から諮問がありました。

それを受けまして、「大東市義務教育諸学校教科用図書 選定委員会規則」に基づき、今年度の採択について審議してまいりました。

中学校 特別の教科 道徳においては、今年度が新規採択の年となっております。したがって、より専門的な調査を行うため、調査員を置くことを決定いたしました。

調査員におきましては、発行者ごとに、「目標・内容の取扱い」、「人権の取扱い」、「内容の程度」、「組織・配列」、「分量」、「創意工夫」、「補充的な学

習・発展的な学習」、の7項目を中心に、約1ヶ月にわたる調査研究を経まして、6月26日の調査委員会において、班長より調査研究の報告をしていただきました。その報告資料をもとに、7月4日に選定委員会（中学校）を開催し、調査員からの報告資料を慎重に整理し、まとめるという形で答申をさせていただきます。

また、市内8中学校へは見本本の移動展示を各校1週間ずつ開催し、学校としての意見を集約したのも参考にさせていただけるようにいたしました。

なお、6月1日～7月4日の約1ヶ月間、教育研究所にて教科書展示会を開催しました。閲覧された方は21名、ご意見は8名分でした。いただいたご意見は事前学習会でも参考にさせていただいたところでございます。

以上が経過報告でございます。

亀岡教育長
太田委員

わかりました。ほか、委員の方々から、ご質問はありませんか。

答申文では発行者が略称で使用されておりますが、正式な名称を確認させていただきたいと思っております。

岡本指導監

それぞれの正式な名称を申し上げます。申し上げます順は、文部科学省の「教科書目録」にあります発行者番号順でございます。

なお、答申文につきましても、記述は発行者番号順となっております。「東書」は「東京書籍株式会社」、「学図」は「学校図書株式会社」、「教出」は「教育出版株式会社」、「光村」は「光村図書出版株式会社」、「日文」は「日本文教出版株式会社」、「学研」は「株式会社学研教育みらい」、「廣あかつき」は「廣済堂あかつき株式会社」、「日科」は「日本教科書株式会社」

以上でございます。よろしくお願いいたします。

亀岡教育長

ほか、よろしいでしょうか。

無ければ、答申文について報告をお願いいたします。

岡本指導監

(答申文を読む)

亀岡教育長

それでは、協議に入ります。ご意見をお願いいたします。

水野委員

今回、「中学生が使う」道徳の教科書ということで、私が一貫して判断材料にしたのが、国語の教科書との違いです。中学生にもなると、文章をしっかりと読めるようになり、小学生の道徳の教科書と比べると読み物に近いものだと考えます。

そういったなかで、文章力いわゆる国語力の差が出てしまうような教科書にはならない方がいいのではないかと考えております。

太田委員

「考え・議論する道徳」ということで考えますと、読み物教材以外にも、コラムやイラストなどから学習を展開する教材については、発行者によって特長があります。答申文にもありますが、確かに「東書」は、問題解決型の教材や「アクション」など、活動的で多様な学習展開ができるものがあり、配列のバランスも良いと感じました。

水野委員

国語力に左右されず、皆が平等に考え・議論するには、コラムなどとはとても良いと思います。「光村」はイラストで表現されているものが多くあり、良いなと感じました。「日科」に関しましては、1年生で掲載されている「ペーパーバード」は、文書が無く絵のみで想像して、生徒個々がストーリーを構築し、交流するような教材になっているのかなと感じました。

田中委員

「あかつき」は、各教材の末尾に「名言」が掲載されています。たった一行の言葉ですが、全ての教材に掲載され、教材内容とリンクしていて、それが生徒の考えを深める手助けになるのかなと感じました。

花田委員

よろしいでしょうか。

今回も8発行者全ての教科書に掲載してある教材がいくつかありました。その中から、「二通の手紙」という教材を見比べてみました。

いずれの教科書も検定に合格したものですので、表現等内容に問題はないのですが、例えば出てくる手紙の扱い方、あるいは挿絵の人物の微妙な表情や色使いなどは、同じ教材でもそれぞれに特長的であると感じました。

読み物教材というのは、写真や挿絵が重要だと考えます。その意味では、やはり「光村」は、これまでの国語の教科書の良さが活かされており、美しく柔らかく、的確な描写が多く、良いと感じました。

太田委員

視覚的な配慮という点で言いますと、「日文」は、教材冒頭の教材名の下に登場人物の写真やイラストが必ず示されていて、わかりやすいなと感じました。

亀岡教育長

太田委員より教材冒頭の話が出ました。各発行者を見てみますと、教材名に付随して、内容項目を掲載しているもの、主題を掲載しているもの、複数掲載しているもの、何も示していないもの、とそれぞれであったかと思えます。

また、教材末尾には、考えを深められるような問いについて、各発行者の工夫が見られます。このあたりについてはいかがでしょうか。

水野委員

まさにここは各発行者の工夫が見られたところかと感じました。「学図」は、教材冒頭に記載が多く、生徒の自由な読みを邪魔してしまうといま

すか、文章から答えまでを導いてしまうような部分が懸念されました。もちろんこれらの記載がわかりやすく、便利だと感じる生徒もいるかと思えます。

一方で教科書巻末の「学びの記録」などは、家に帰った生徒が親御さんともう一度見て、家庭で連携する手立てとしていいかと思えます。「東書」の教材冒頭は、主題として考える観点が「投げかけの言葉」で示されていて、あまり導き感がなく、良いかと思えます。

花田委員

「学研」は、生徒が主体的に課題を発見し解決できるような意図があるかと思えますが、教材巻頭に何も記載せず、末尾にも一つだけ問いかけをしています。一方、各教材下欄には詳しい解説がたくさんあり、生徒が主体的に学ぶ点ではわかりやすいですが、先生が使いやすいかどうかは気になるところです。また、生徒が机の上に置く教科書としては、若干大きさも気になるところです。

田中委員

教材末尾で言いますと「東書」の「考えてみよう」や「教出」の「学びの道しるべ」は、教材ごと2～3つの記載で精選されていますね。「日文」の「学習の進め方」は体験的活動による交流があり、優れているのではないかと感じました。

亀岡教育長

「光村」の「学びのてびき」は、1ページ丸ごと使っています。また、今回、「日文」と「あかつき」で別冊ノートがついています。このあたりについてはどうでしょうか。

水野委員

「あかつき」の別冊ノートは、答申文にもありますように、活用の自由度は高そうですが、半分が解説となっていて、生徒が主体的に気づいて考える、ということからすると少し気になるところです。

花田委員

「日文」の別冊ノートは、本冊の教材順に構成されており、内容も非常に丁寧な作りになっていると感じました。また、ノートに記入することにより、生徒が考えることにつながるとは思いますが、限られた授業時間の中で、議論する時間の確保が十分にできるかどうか気になるところでした。

田中委員

その意味では、「光村」の「学びのてびき」は、別冊ノートではないですが、丁寧な内容だと思います。教科としての道徳では、記述による評価もすることになっています。その際、生徒の自身の考えや気づきをポートフォリオしておく必要もあります。「光村」の「学びのてびき」は5つの要素から構成されており、やや丁寧な感もございいますが、評価の観点で見ます

と、「私の気づき」の記述欄などはとても良いのではないかと感じました。

太田委員

丁寧さをどう捉えるかだと思います。昨今、経験の浅い教員が増えている中、学校では、指導のばらつきも心配される場所です。「導き感」が強くなるのはいけませんし、学習のゴールが「きれいごと」で終わるのも良くないことです。教科の主たる教材として、教科書をうまく活用することが大切になってくるかと考えます。

水野委員

先程花田委員からございましたが、書くことが目的になってしまうことは、私も良くないと思います。別冊ノートのある「あかつき」と「日文」は、活用の自由度をふまえても、ノートを作ることに注力してしまって、完成させることで学習が終わってしまう可能性があるかと思っています。したがって、ノートの使い方はしっかり吟味しなければなりませんし、教科となった道徳では、他者と交流し、考え・議論させることが重要だと考えます。

亀岡教育長

答申文をふまえ、また実際に教科書を見ていただいた中から、様々な視点でご意見が出ました。

ここまでのご意見を集約いたしますと、各発行者の特長をふまえた上で、「東書」と「光村」が、より良いのではなかろうかと考えます。

最後に、本市の中学生にとって、また教科として指導する教員にとって、全体的なバランス等、総合的なご意見をお願いします。

花田委員

答申文にもございますように、教材の配列といいますか、1冊の構成が優れている点で、やはり「光村」を挙げたいと思います。4つのシーズンがあり、その中にユニットで生まれ、学びの流れが自然であると感じました。

水野委員

私も、「光村」は優れていると思います。読み物教材だけではなく、子どもたちが国語力に左右されずに、同じスタートラインで教材に向かうことのできるものが随所に配置されており、大東市の子どもたちが楽しく、そして真剣に学ぶ姿がイメージできます。

太田委員

会の冒頭、配列のバランスや分量、また、活動的で多様な学習展開ができるという点で、私は「東書」を挙げましたが、事前学習会を経て「東書」と「光村」、この2者で悩んでいたところです。教員の立場からすると、確かに「光村」はバランスのとれた指導が行いやすく、「学習のてびき」は授業の流れにもなり、どの学級でも一定基準の指導が可能であるのかなとあらためて感じました。

田中委員

私は昨年度の小学校採択に続き、今回の中学校でも総合的には「東書」が優れているなと思いました。内容については、やはり「考え・議論する道徳」という点で、教え込み感があまりなく子どもたちが「考えたくなる」「話し合いたくなる」教科書だと感じました。

ただ、先ほども申しましたが、「光村」の「学習のてびき」はとてもよくできていると思います。子どもの実態に合わせて教師がうまく活用すれば、新学習指導要領に先駆けて取り組んできた大東市の授業づくりと合致すると思います。

本題とは少し外れますが、「東書」の表紙3冊を縦に並べますと、絵がつながり、入れ替えてもスパイラルでつながります。道徳というと、固いイメージがありますので、こういう遊び心はとても大切だと感じております。

亀岡教育長

ありがとうございます。私自身も「光村」については7つの調査項目の観点からしても、全体的なバランスが良いなと感じました。各教材紙面のバランスも良く、読んでいて苦にならないですね。例えば、1年生の8ページにあります最初の教材「自分で決めるって？」などはとても良い教材であると思いました。

花田委員

学習会において8つの教材全てを読ませてもらいましたが、どの発行者の教材もついつい読みふけてしまい、とても素晴らしいものだと感じました。

亀岡教育長

さて、皆さんから出ましたこれらの意見を総合的に考えますと、本市としては「光村」となるかと思いますが、いかがでしょうか。

【異議なし】

亀岡教育長

それでは、中学校 特別の教科 道徳は「光村」を採択いたします。

以上で、教科用図書にかかります採択議案は終了いたしました。退席される傍聴人はご退席ください。

亀岡教育長

次に、日程第5 教委報告第1号「大東市立生涯学習ルーム条例施行規則の一部を改正する規則にかかる専決処分について」の提案理由の説明をお願いします。

田川総括次長

教委報告第1号 「大東市立生涯学習ルーム条例施行規則の一部を改正する規則にかかる専決処分について」 ご報告いたします。

報告資料の3枚目をお願いいたします。

改正内容は、2点ございます。1点目は、生涯学習ルームの開館時間の特例についてであり、施設の夜間の使用者がいない場合の開館時間を、ま

まなび北新とまなび南郷においては「午後7時まで」としていたものを、まなび泉と同様「午後6時まで」に改正することです。

また、2点目として、施設の使用申請の受付時間も併せて改正するものであり、まなび北新は「午後7時まで」を「午後6時まで」に改正し、まなび南郷は、祝日の夜間使用がない場合、「午後7時まで」から「午後6時まで」に改正するものです。

これらの改正理由ですが、まなび北新では、これまで、「大東市市民サービスコーナー設置規則」の規定に基づき、住民票等証明書の自動交付機が設置されていたため、自動交付機の運用時間の午後7時までは、生涯学習に係る施設使用がない場合でも、施設を開館しておく必要がありました。

しかしながら、先月、7月24日付けで市民サービスコーナー設置規則が廃止され、自動交付機の運用が終了し、新たに証明書コンビニ交付サービスが開始されたことに伴い、まなび北新を常に午後7時まで開館しておく必要がなくなりました。

これに伴い、まなび北新の夜間の使用者がいない場合の開館時間および使用申請の受付時間を、「午後6時まで」に短縮するものです。

また、まなび北新の改正に併せ、生涯学習ルーム間で運用を統一するため、まなび南郷についても、同様に改正し、施設の効率的な運営を図るものでございます。

なお、今回の開館時間の改正については、夜間に施設使用のない場合に限る改正であり、施設の使用申請については、公共施設予約システムでも行えることから、実質的な影響はほとんどないものと考えております。

この規則改正については、証明書自動交付機の運用終了に併せて速やかに実施する必要があったため、大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により、7月4日付けで専決処分を行い、8月1日付けで施行させていただいたものでございます。

以上の専決処分につきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認いたします。

・・・・・・・・日程第6 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・・・

①平成30年大東市議会6月定例会月議会 一般質問要旨について

⇒6月定例会月議会における一般質問要旨についての概要報告。教育関連の質問は、13議員から44項目。

②大阪府北部地震による学校施設被害の対応について

⇒学校施設への対応として、危険箇所の使用禁止の明示や被害箇所の修繕。

また、学校敷地境界ブロック塀等への対応として、速やかに撤去が必要な小中学校7校に撤去工事を行ったほか、12校のブロック塀撤去およびフェンス設置を実施予定。

さらに、通学路の私有地ブロック塀への対応として、危険箇所を抽出し、必要に応じ通学路を変更したほか、通学路等に接する危険な私有地のブロック塀の撤去・復旧に対する補助制度を創設予定。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

それでは以上をもちまして、7月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

平成30年8月29日

亀岡教育長

太田委員